

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件
原 告 石 垣 清 水 外33名
被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (9)

平成27年3月4日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 救 軌
外12名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地盤、地震、津波等）に関するもの）

乙B第51号証 東日本大震災合同調査報告 共通編3 地盤災害（抜粋）

[表紙、目次、192、193頁]

作成者 東日本大震災合同調査報告書編集委員会

作成年月日 平成26年4月28日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 東北地方太平洋沖地震の際、千葉県浦安市の沿岸部における埋立地盤では、地下水以下のN値が8以下の緩い砂質地盤上の地区においては液状化被害が甚大であること、地下水以下のN値が8ないし20程度の砂質地盤上の地区においては液状化の痕跡はほとんど確認されていないこと及び事前に地盤を締め固める対策が施されていた区画においては液状化被害が確認されていないことを証する。

以上